

自習スペースの修了生の利用について

現在許可されているガラス棟 402・403 教室の利用は、9 月までとなっています。10 月以降、自習スペースの利用を希望する法科大学院修了生は、9 月 10 日（木）までに、下記 URL の申請書に必要事項を記入の上、大学院チーム宛てに郵送してください。

（9 月 10 日（木）必着）

〈自習スペース利用申請書〉

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/wp-content/uploads/sites/5/2020/07/20200710shinsei.pdf>

〈宛先〉〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院法学政治学研究科等大学院チーム

自習スペースの利用開始日等については、9 月中旬以降に法文 1 号館アーケードに掲示予定です。（ただし、状況によっては、メール等でお知らせする場合があります。また、応募者多数の場合は、直近の修了生・4 月からの利用を許可されていた方を優先の上、学務委員会で抽選します。）

なお、今回利用を許可された場合、来年 3 月まで利用可能となり

ますが、状況によっては、利用できない期間が生じうることをご理解
ください。

2020年7月10日

法曹養成専攻長